

事務連絡  
令和4年2月18日

保護者の皆様

大田原市長 津久井 富雄  
(公印省略)

まん延防止等重点措置期間の延長に伴う自主休園の対応について（お願い）

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、保育園等の利用については、令和4年1月27日から2月20日までの間、自主休園への協力をお願いしていたところです。

この度、まん延防止等重点措置が3月6日(日)まで延長されることを踏まえ、自主休園の協力のお願いについても、令和4年3月6日(日)まで継続することといたしました。

これまでも様々なご協力をいただいているところですが、お子様の感染予防の観点から、お勤め先の協力が得られる場合など特別な負担がない範囲で、ご家庭での保育が可能な場合は自主休園にご協力をお願いいたします。

まん延防止等重点措置期間における自主休園による利用者負担額（保育料）や給食費の取扱いについては、引き続き、裏面のとおり減額させていただきます。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、咳エチケット・手洗い・うがいを行っていただき、感染予防及び感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 自主休園要請期間（継続）

令和4年1月27日（木）～令和4年3月6日（日）

※上記期間以外の自主休園は、市からの要請とはなりません。

※まん延防止等重点措置の適用が再延長された場合は、原則、自主休園の要請についてもその期間に合わせて継続します。変更がある場合は、別途通知します。

### 2. 自主休園に係る手続き

自主休園に協力いただける場合は、「自主休園申出書」を在園施設に提出してください。

【裏面をご覧ください】

3. お子さまが3歳児～5歳児クラスの場合（認定こども園の満3歳児クラス含む）  
幼児教育・保育の無償化により、保育料はかかりませんが、在園施設へ給食費を納めています。給食費については、在園施設からの案内をご確認ください。

4. お子さまが0歳児～2歳児クラスの場合

**【大田原市内在住】**

自主休園をしていただいた場合、日数に応じて保育料を減額（後日返還）いたします。

**【大田原市外在住、市内施設利用者】**

自主休園の協力要請は、大田原市長から利用保護者へ行ったものですが、保育料の減額及びその期間について住所地の自治体により決定されます。

本市において、保育料への対応はできかねますが、地域の感染拡大防止のため、自主休園へのご協力をお願いします。

大田原市保健福祉部保育課保育係  
電話：0287-23-8769